破産手続廃止

平成２８年（フ）第９９４号
千葉県八千代市緑が丘２丁目26番地６
破産者　久保田　覚
１　決定年月日　平成29年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０６５号
千葉県船橋市前原東２丁目20番３号　ジュネパレス船橋第30―107号
破産者　田中　信広（旧姓半澤・並木）
１　決定年月日　平成29年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１９３号
千葉県浦安市海楽２丁目９番９号　佐久間コーポＢ（202）
破産者　松本　允佳
１　決定年月日　平成29年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２１２号
千葉県八千代市八千代台北５丁目８番地13　グランドメゾン502
破産者　**廣**澤　賢一
１　決定年月日　平成29年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６２７号
千葉県八千代市八千代台北２丁目１番地９　サンコート21―101号
破産者　渡邊恵理佳（開始決定時の姓佐藤）
１　決定年月日　平成29年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９３６号
埼玉県行田市持田2456番地１
破産者　株式会社ディエィアィ
１　決定年月日　平成29年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３８７号
さいたま市大宮区吉敷町１丁目73番ジェイエムビル３Ｆ
破産者　有限会社翔和企画
１　決定年月日　平成29年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１６４号
千葉県船橋市豊富町688　船橋支店独身寮407号室、住民票上の住所千葉県我孫子市日秀80番地の３
破産者　玉井　照久
１　決定年月日　平成29年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３４１号
大阪府岸和田市春木若松町11番25号
破産者　シーシーエム矢倉株式会社
１　決定年月日　平成29年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５１９号
大阪府岸和田市宮前町１番５号
破産者　有限会社田中均建築事務所
１　決定年月日　平成29年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第７号
福岡県久留米市御井旗崎５丁目３番10号
破産者　有限会社エムツーフーズ
１　決定年月日　平成29年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１３４６号
愛知県小牧市外堀１丁目233番地
破産者　ＥＲＡ　Ｊａｐａｎ株式会社
１　決定年月日　平成29年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７３４号
愛知県半田市泉町49番地
破産者　新日本流通開発株式会社
１　決定年月日　平成29年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２０１１号
愛知県春日井市東神明町字薬師前476番地６
破産者　株式会社サンオクト
１　決定年月日　平成29年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９７１号
名古屋市中区栄４丁目２番10号
破産者　株式会社ゲーリーズ
１　決定年月日　平成29年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１００５号
名古屋市緑区鳴海町字上汐田62―２　メゾン樹海Ａ号室、商業登記簿上の本店所在地名古屋市瑞穂区瑞穂通８丁目７番地
破産者　有限会社ジェットスリム新瑞クリニック
１　決定年月日　平成29年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８２号
愛知県豊田市大沼町大官屋敷８番地
破産者　株式会社研創
１　決定年月日　平成29年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第６５７号
大阪市都島区高倉町３丁目12番14号
破産者　電気鉄工株式会社
１　決定年月日　平成29年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６５９号
神戸市北区鈴蘭台東町１丁目８番16号　扇野ビル301号
破産者　三洋ロジスティックス有限会社
１　決定年月日　平成29年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３号
島根県大田市久手町波根西630番地１
破産者　株式会社リフォーム興産
１　決定年月日　平成29年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第２１８号
高知市朝倉西町２丁目12番６号
破産者　株式会社土佐の風
１　決定年月日　平成29年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係